

2 市民税・県民税の税額計算について

※特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)の裏面にも同様の説明が記載されています。

■税額の計算方法

総所得金額①－所得控除合計②＝課税総所得金額③
 課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④
 税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥
 所得割額⑥＋均等割額⑦＝特別徴収税額⑧
 特別徴収税額⑧－控除不足額⑨＝差引納付額

(注) 1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
 2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。
 3 「控除不足額⑨」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

■税率

・均等割 市民税 3,500円 県民税 1,500円
 ・所得割(総合課税分) 市民税 6% 県民税 4%

■所得控除

雑損控除	(実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額
医療費控除	医療費の実負担額－(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円) ※地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費－1万2千円(限度額8万8千円)
社会保険料控除等	支払金額

基礎控除	納税者本人の所得金額	2,400万円以下	43万円
		2,400万円超 2,450万円以下	29万円
		2,450万円超 2,500万円以下	15万円

■税額控除(調整控除)

納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額【合計課税所得金額が200万円以下の者】
 次の①と②のいずれか少ない額の5%(県民税2%、市民税3%)に相当する金額
 ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、
 同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
 ②合計課税所得金額
 【合計課税所得金額が200万円超の者】
 ①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(県民税2%、市民税3%)に相当する金額
 ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、
 同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類	金額	控除の種類	金額		
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
障害者控除	普通	配偶者控除	一般	5万円	2万円
	特別		老人	10万円	6万円
	同居特別		38万円超 40万円未満	5万円	4万円
寡婦控除	1万円	配偶者特別控除	40万円以上 45万円未満	3万円	2万円
ひとり親控除	父 1万円	扶養控除	一般	5万円	10万円
母	5万円		老人	10万円	
勤労学生控除	1万円	特定	18万円	同居老親等	13万円

	支払金額		控除額
	新契約	12,000円以下のとき	
12,000円超32,000円以下のとき			支払金額の1/2+6,000円
32,000円超56,000円以下のとき			支払金額の1/4+14,000円
56,000円超のとき			28,000円
旧契約	15,000円以下のとき		全額
	15,000円超40,000円以下のとき		支払金額の1/2+7,500円
	40,000円超70,000円以下のとき		支払金額の1/4+17,500円
	70,000円超のとき		35,000円

納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円
	老人	38万円	26万円	13万円
配偶者	所得金額	控除額		
	48万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円
	95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円

控除の種類	金額	控除の種類	金額		
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
障害者控除	普通	配偶者控除	一般	5万円	4万円
	特別		老人	10万円	6万円
	同居特別		38万円超 40万円未満	5万円	4万円
寡婦控除	1万円	配偶者特別控除	40万円以上 45万円未満	3万円	2万円
ひとり親控除	父 1万円	扶養控除	一般	5万円	10万円
母	5万円		老人	10万円	
勤労学生控除	1万円	特定	18万円	同居老親等	13万円

正しくは【上段】48万円超 50万円未満
 【下段】50万円以上 55万円未満

■税額控除(配当控除)

種類	課税所得			
利益の配当等				
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

■税額控除(住宅借入金等特別税額控除)

前年分の所得税において平成21年から令和3年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税の係数課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超えない場合は、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額
 ただし、居住年が平成26年から令和3年までであって、特定取得又は特別特定取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額

①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)			
②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)			
市民税	3/5	県民税	2/5

■税額控除(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

区分	市民税	県民税
配当割又は株式等譲渡所得割	3/5	2/5

2 埼玉県共同募金会又は日本赤十字社の埼玉支部に対する寄附金
 3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として埼玉県又は春日部市の条例で定めるもの
 4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として埼玉県又は春日部市の条例で定めるもの

ただし、1のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の県民税は5分の2、市民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額(所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額)

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上 195万円以下	84.895%
195万円超 330万円以下	79.79%
330万円超 695万円以下	69.58%
695万円超 900万円以下	66.517%
900万円超 1,800万円以下	56.307%
1,800万円超 4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満(課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0円未満(課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合